

(共生型児童発達支援)
アクティブワンデイサービス

- 重要事項説明書
- 利用契約書
- 各種同意について
 - ・個人情報使用の同意
 - ・送迎に関する同意

(指定共生型児童発達支援) アクティブワンデイサービス

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定共生型児童発達支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（福山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第46号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条第1項及び、福山市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第4号）の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ありがとう
代表者氏名	代表取締役 妹尾 弘幸
本社所在地 (連絡先)	広島県福山市坪生町1-26-6 電話番号：084-941-2325 FAX番号：084-941-2386
設立年月日	令和4年1月27日

2 サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	アクティブワンデイサービス
事業所番号	3451501518
指定年月日	令和4年5月1日
管理者	川原 つくし
事業所所在地	〒721-0907 広島県福山市春日町1-6-2
連絡先	TEL：084-941-2340 FAX：084-941-2344

通常の事業の実施地域	福山市の中央部・東部
事業所が行なう他のサービス	通所介護・介護予防相当通所事業・共生型生活介護・共生型放課後等デイサービス
利用定員	130人 (通所介護、介護予防相当通所事業、共生型生活介護、共生型放課後等デイサービスの定員を含む)
開設年月日	令和4年5月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切な児童発達支援を提供、確保することを目的とする。
運営方針	利用者が日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、また集団生活に適応することができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況、置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	午前9時00分～午後6時00分
休業日	日曜日・8/13～8/15・12/30～1/3

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日
サービス提供時間	月曜日から金曜日：午前9時15分～午後4時30分 土曜日・長期休暇：午前9時15分～午後4時30分

3 サービス提供を行う職員体制

※職員の配置については、介護保険上の人員基準を遵守しています

職種	職務内容	員数（名）
管理者	職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。	1名
生活相談員	利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、他の従事者と協力して通所支援計画の作成等を行う。	1名以上
看護職員	健康状態の確認および通所支援計画に基づき利用者に対し適切に支援等を行う。	1名以上
介護職員	児童発達支援計画に基づき利用者に対し適切に支援を行う。	18名以上
機能訓練指導員	身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。	2名以上

4 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援の計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した児童発達支援計画を作成する。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動などを行う。
集団生活適応訓練	遊びを通じた他者とのかかわり、ソーシャルスキルトレーニングなどを行う。
創作的活動	工作、絵画、園芸などを行う。
個別機能訓練	言語聴覚士や理学療法士による専門的な指導を行う。

更生相談	医療、福祉、生活の相談・助言・援助などを行う。
介護方法の指導	家族等に対する介護方法の指導などを行う。
健康指導	健康チェック、健康相談を行う。
介護サービス	更衣、排泄などの身体介助を行う。
送迎サービス	事業所の所有する車両などにより、必要に応じて利用者の自宅、保育園と事業所間の送迎を行う。
給食サービス	希望により身体状況や嗜好に配慮した食事を提供する。
入浴サービス	希望により、入浴サービスを提供する。

(2) 提供するサービスの料金と利用者負担額について

① 共生型児童発達支援費

共生型児童発達支援給付費			
料金	5910 円/日	自己負担額	0 円～1 割※ ※所得によって負担額は異なります

② 加算項目と利用金

加算項目	料金	利用者負担額	内容
福祉専門職配置等加算 (Ⅱ)	100 円/日	1 割	(Ⅰ)(Ⅱ)の場合 常勤の児童指導員のうち、有資格者が一定割合以上場合、利用1日につき加算されます。 (Ⅲ)の場合 児童指導員等のうち、勤務形態が常勤のものが75%、又は勤続年数が3年以上のものが30%を超える場合、利用1日につき加算されます。
家庭連携加算	【イ】1時間未満 1,870 円/回 【ロ】1時間以上 2,800 円/回	1 割	障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合、月4回まで加算されます。

利用者負担 上限額管理加 算	1,500 円/月	1 割	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合、1月につき加算されます。
欠席時対応加 算	940 円/回	1 割	障害児が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月4回まで加算されます。
特別支援加算	540 円/日	1 割	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員等を配置して、機能訓練又は心理指導を行った場合、利用1日につき加算されます。
送迎加算	540 円/日	1 割	事業所が障害児に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
個別サポート 加算（Ⅱ）	1,250 円/日	1 割	著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児や虐待等の要保護・要支援児童に対して支援を行った場合、1日につき算定されます。
医療連携体制 加算（Ⅶ）	1,000 円/日	1 割	喀痰吸引等必要な者に対して、特定行為業務事業者が医療機関等との連携により喀痰吸引等を行った場合に一人に対し一日つき算定されます。
事業所内 相談支援加算 （Ⅰ）	1,000 円/回	1 割	障害児とその家族等に相談援助を行った場合算定されます。（個別、グループそれぞれにつき月1回を限度）
関係機関連携 加算（Ⅰ）	2,000 円/回	1 割	小学校等の関係機関と連携して児童発達支援計画の作成に係る会議の開催及び日々の連絡調整や、就職前の就業予定先との連絡調整及び相談援助を行った場合、1日につき加算されます。（月1回を限度）
保育・教育等 移行支援加算	5,000 円/回	1 割	障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通う事に
福祉・介護職員 処遇改善加算 （Ⅰ）	所定単位数の 81/1,000	1 割	所定単位数とは、基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数
福祉・介護職等 特定処遇改善加 算（Ⅱ）	所定単位数の 10/1,000	1 割	所定単位数とは、基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数
関係機関連携 加算（Ⅰ）	2,000 円/回	1 割	小学校等の関係機関と連携して放課後等デイサービス計画の作成に係る会議の開催及び日々の連絡調整や、就職前の就業予定先との連絡調整及び相談援助を行った場合、1日につき加算されます。
介護職員等ベ ースアップ等 支援加算	所定単位×20/1,000で 算定し、ひと月につき 算定		

5 その他の費用について

内 容	料 金
通常の事業実施地域を超えた場合の送迎費	通常の事業の実施地域を超えた所から 1kmあたり 50 円
創作的活動に係る材料費	自費相当額
その他日常生活において通常必要となるものに 係る費用であって、通所給付決定保護者に負担 させることが適当と認められるものの実費	実費相当額
食事の提供に係る費用	昼食一食につき 620 円
おやつ代	一回あたり 50 円

6 利用の中止、変更、追加について

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、共生型児童発達支援サービスの利用を中止、変更または新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の3日前（営業日を含めた）までに事業者へ申し出てください。

利用予定日の3日前までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、家族等への連絡調整を行うとともに状況を記録し相談援助を行った場合に1回につき所定単価を加算させていただきます。

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

<p>(1) 利用料、利用児負担額、その他の費用の請求方法等</p>	<p>①利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ②上記に係る請求書は、利用月の翌月 15 日前後に保護者あてにお届け（郵送）します。</p>
<p>(2) 利用料、利用児負担額、その他の費用の支払方法等</p>	<p>①請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 (ア) 保護者指定口座からの自動振替 (イ) 現金支払い ②お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書を発行いたしますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)</p>

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3ヶ月以上遅延し、さらに支払いの催告から30日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 通所支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児（以下「利用児」といいます。）の生活に対する意向に配慮しながら「通所支援計画」を作成します。作成した「通所支援計画」については、案の段階で利用児保護者に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(3) 通所支援計画の変更等

「通所支援計画」は、障がい児の心身の状況や保護者の意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用児等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 川原 つくし
-------------	------------

- ② 苦情解決体制を整備
③ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施

10 秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 利用児及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用児およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用児およびその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- 事業者は、従業員に業務上知り得た利用児およびその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

- ② 個人情報の保護について

- 事業者は、利用児の保護者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用児の個人情報を提供しません。また利用児の家族の個人情報についても、当該利用児の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用児の家族の個人情報を提供しません。
- 事業者は、利用児及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 事業者が管理する情報については、利用児の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用児保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	(氏名)
医療機関	(名称)
	(所在地)
	(電話番号)
家族連絡先	(氏名) (続柄)
	(住所)
	(自宅電話番号) (勤務先及び携帯電話番号)

【協力医療機関】

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用児の病状の急変等に備えています。

医療機関名	まるやまホームクリニック
所在地	〒721-0973 広島県福山市南蔵王町6丁目27番26号 ニューカモメマンション102号室
電話番号	084-943-7307

12 事故発生時の対応方法について

サービスの提供により事故が発生した場合は、事業所の事故対応マニュアルに沿って市、利用児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	介護サービス事業者賠償責任保険
保障の概要	対人・対物事故等 ※すべての事故に対応するものではありません ※補償は保険会社の査定に基づいて行われます

13 非常災害時の対策

- (1) 事業者には災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（川原 つくし）

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知する。

- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

避難訓練実施時期：（毎年2回5月、11月）

14 苦情解決の体制及び手順

- (1) 事業所の苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定児童発達支援に係る障がい児又は通所給付決定保護者その家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応します。

- (2) 苦情申立の窓口

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用児・家族からの苦情に迅速、適切に対応します。又、事業所への苦情やご意見は行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

- (3) 事業所における苦情の受付

事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 [職名] 管理者：川原 つくし

○受付時間 日曜日～土曜日 9：00～18：00 電話番号 084-941-2340

行政機関その他苦情受付機関

福山市役所 障がい福祉課	所在地 広島県福山市東桜町3番5号 電話番号 084-928-1063 受付時間 8：30～17：15
-----------------	---

15 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり・なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

上記内容について、共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（福山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第46号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条第1項及び、福山市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第4号）の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

「アクティブワンデイサービス」 (共生型児童発達デイサービス) 利用契約書

第1条	契約の目的
第2条	契約期間と更新
第3条	放課後等デイサービス計画の作成・変更
第4条	サービス内容
第5条	利用料金
第6条	緊急時の対応
第7条	秘密保持
第8条	個人情報の取り扱い
第9条	事故と賠償責任
第10条	利用者の損害賠償
第11条	利用料金の支払い及びその変更
第12条	利用者料金の滞納
第13条	利用者の解約権
第14条	事業者の解約権
第15条	苦情処理
第16条	利用者代理人
第17条	裁判管轄
第18条	契約外事項
第19条	協議事項

(共生型児童発達デイサービス) アクティブワンデイサービス 利用契約書

利用者

事業者 株式会社ありがとう

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、関係法令等の趣旨に従って、利用者がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようサービスを提供します。

(契約期間と更新)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の給付費支給決定期間満了日までとします。

2 この契約は、契約満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受けて支給有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日まで、本契約は自動更新されるものとします。

(児童発達デイサービス計画の作成・変更)

第3条 事業者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、計画を作成します。

2 事業者は、計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。

3 事業者は、計画作成後、定期的に計画の実施状況の把握を行い、少なくとも6ヶ月に1回以上計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更するとともに、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合等も必要に応じて計画の変更を行います。変更については、利用者又はその家族に説明し、同意を得ることとします。

(サービス内容)

第4条 事業者は、計画に基づいて、重要事項説明書に記載されているサービスを提供します。なお、支給量等については、受給者証に記載の通りとします。

(利用料金)

第5条 利用者は、重要事項説明書に記載する利用者負担額(受給者証に記載されている負担上限額が、利用者の1ヶ月の負担の上限額となります)を事業者に支払います。

2 利用者は、重要事項説明書に記載するその他の費用について、所定の料金を事業者に支払います。

(緊急時の対応)

第6条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は主治の医師など連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(秘密保持)

第7条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

2 事業所は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(個人情報の取り扱い)

第8条 利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、誠実に対応します。

なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。

2 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

(事故と賠償責任)

第9条 事業者及び事業所は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村 及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、事業者が故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者及びその保護者等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴や行動障害等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

(利用者の損害賠償)

第10条 利用者の故意または重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業所・従業員・その他第三者に損害が発生した場合は、利用者の責任能力に鑑み、その賠償責任を負うものとします。

(利用料金の支払い及びその変更)

第11条 利用者は、サービスの対価として、利用料金を支払います。

2 利用料金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用料金が適用されます。

その際には、事業者は利用者に説明します。

3 事業者は、提供するサービスのうち、給付の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。

- 4 事業者が前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、利用者の同意を得ます。

(利用料金の滞納)

第12条 利用者が正当な理由なく利用料金を2ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は文書により10日以上を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 事業者は、第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

第13条 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の2営業日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
- (2) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

(事業者の解約権)

第14条 事業者は、やむを得ない事情により事業所を閉鎖又は縮小する場合、文書により1ヶ月以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- 2 事業者は、利用者が次の各号に該当し、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。

- (1) 利用者の行動が、他の利用者、自身の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者が十分な介護等を尽くしてもこれを防止できないとき
- (2) 利用者が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき

3 事業者は、以下の事由があったときは、契約を解除することができます。

- (1) 利用者等やその関係者から従業者への暴行、脅迫その他の暴力行為を受けた場合
- (2) 利用者等やその関係者から性的・威圧的な言動、その他のハラスメント行為を受けた場合
- (3) その他、契約を継続することが困難な事情があると事業者が判断した場合

(苦情処理)

第15条 事業者は、利用者からのサービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

- 2 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(利用者代理人)

第 16 条 利用者は自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

(裁判管轄)

第 17 条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外事項)

第 18 条 この契約に定めのない事項については、児童福祉法、その他関係法令の定めるところに従い、決定します。

(協議事項)

第 19 条 この契約に関して争いが生じた場合は、第 1 条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）は、下記の内容で事業者が必要最小限の範囲内で使用、提供することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が、児童発達デイサービスの提供にあたり、円滑にサービスを実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2. 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3. 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者がサービスを行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・その他の情報

「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関わる情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

送迎に関する同意

安全で円滑な送迎を提供させていただくため、ご利用者・ご家族の皆様には当事業所の送迎に関する下記事項についてご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 原則として、玄関までのお迎え・玄関までのお送りをいたします。身体・環境等の諸事情がある場合は、ご本人・ご家族と話し合いを行い、当事業所で提供できる範囲内の送迎サービスを提供させていただきます。
2. 季節により、暑さや寒さなどの気候が身体にさまざまな影響を及ぼすため、自宅の中でお待ちいただきますようお願いいたします。
3. 交通事情などで大幅に到着が遅れる場合は、事業所より連絡いたします。
4. 乗車中は、必ず全座席シートベルトを着用してください。
5. 職員到着後、準備等ができていない場合（体調不良等を除く）、長時間待つことはできません。スムーズで安全な送迎を行うために、ご本人・ご家族のご協力をお願いいたします。

重要事項説明書・利用契約書・個人情報使用の同意・送迎に関する同意の内容について、

 _____年 _____月 _____日にご利用者・ご家族に説明を行いました。

説明を受け、同意したものに○をしてください。

	重要事項説明書
	利用契約書
	個人情報使用の同意
	送迎に関する同意

事業者	所在地	広島県福山市春日町 1-6-2	
	法人名	株式会社ありがとう	
	代表者	代表取締役 妹尾 弘幸	印
	事業所名	アクティブワンデイサービス 事業所番号 3451501500	
	説明者氏名		

以上の契約を証するため、本書を 2 通作成し、署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

_____年 _____月 _____日

(ご利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(ご家族又は代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印